

韓国 ナクトン 江流域農村生活文化の研究 その2
— 各流域の農家相続の意識調査 —

岸 昭道

(平成11年9月15日受理)

A Study on the Culture of Farm Life in
the Basin of Nakutong River in KOREA (No.2)
— The Succession of Farming Households —

Shodo Kishi

(Received September 15, 1999)

1. はじめに

我が国の民法親族・相続編は新憲法の発足に伴い、全面改正の運びとなった。相続についても、家制度を廃止し、長男以外の者も、財産相続については平等に相続権を持つ、いわゆる諸子均分相続制を採用することになったが、農地相続については、相続権の行使にあたって、農地の細分化が懸念され、いよいよもって、農業の零細化が横行し、日本の農業が成り立たないのではないかと、との論議がなされた。筆者は、昭和60年から平成5年の9年間にわたり長良川流域の上流域から下流域まで農家相続に関する意識調査の研究と実態調査をしてきた。

さて、長良川と同じ緯度を流れる川の流域の、お隣の国ではどのようなになっているか疑問がわいてきた。韓国では、太平洋戦争終結後、日本のような大がかりな民法改正ではなく、部分的な改正が逐次なされ、従来、相続は戸主相続のみで、財産相続制度はなかった。従って、長男がすべての財産を相続してしまったので、二男以下は長男から再配分を受けることになり、又、戸主以外の家族員が、財産を残して死亡した場合、遺産相続で処理した。

1960年になって、韓国では相続は戸主

相続と財産相続に分離した。戸主相続については専ら、戸籍上の戸主が戸主相続をする、財産相続人が同時に戸主相続する場合は相続分は5割加算する。又、財産相続についての相続分は男尊女卑の儒教の影響もあって、長男は6、長男以下の男子は4、妻は2、出家しない女子は2、出家した女子は1というように不平等であった。また、1979年の改正になっても、これが若干是正されたのみで、長男は6、長男以下の男子は4、妻は6、出家しない女子は4、出家した女子は1というように、まだまだ、男尊女卑の思想は根強く残っていた。

1990年、日本の平成2年になって、やっと、韓国では均分相続制が導入された。しかし、妻の座については、直系卑属と共同で相続するときは、妻は子供1人の5割増し、直系尊属と共同で相続する場合は、妻の相続分は被相続人の親の相続分の5割増しで、日本の民法に比べて妻の相続分は、低く扱われていた。

そんな中で、韓国のお百姓さんの農家相続についてどのような住民の意識を持っているか、日本の長良川と同じ緯度を流れているお隣の国、韓国ナクトン江流域の農家を、下流域より上流に向けて1日4・5軒というスロ

ーウ・ペースの個別面接方式により聞き取ったものであり、サンプルの数が少なく必ずしも、正確とは言えないが、農家相続に関する住民の意識の方向性は見いだすことが出来たと思われる。

2. 調査地

1, 下流域調査地・・・韓国慶尚南道釜山市江西区凡万里地区集落・・・聞き取り数36戸

2, 中下流域調査地・・・韓国慶尚南道密陽市駕谷洞地区集落・・・聞き取り数42戸

3, 上流域調査地・・・韓国慶尚北道安東市松川里第1, 2, 3統地区集落・・・聞き取り数72戸

1, 下流域調査地, 凡万里地区集落は釜山市の西側を通過して日本海へ流れ込むナクトン江最下流地域の金海平野を形成する集落である。背後には錦屏山を有する山裾の南斜面に開けた, 60世帯の小さな農村集落である。この地区は, プサン市街地から西へ約15キロメートルと比較的都市に近い集落である。この地区の生業基盤は米作の他, 特に, 錦屏山を源とする清流や地下水を利用した「ミナリ」(日本ではセリのこと)の特産地で韓国

各地に販路を拡大している集落である。

2, 中下流域調査地 はナクトン江からやや10キロメートル東に位置するナクトン江の支流ミリャン川に沿ったこじんまりとした小さな山間農村集落である。この地区の生業基盤は半農半商の米作地帯である。

3, 上流域調査地韓国安東市松川里第1, 2, 3統地区集落はナクトン江に近く, 安東大学のキャンパスを取り巻く山間農村集落である。この地区の生業基盤は米作の他, 野菜や, かなりの農家が学生専用のアパートをもって生計を立てている集落である。

調査結果

紙面の都合で, 今回は3地区の実態報告のみとする。(次の1~30の番号は設問に対する結果である。)

1, 釜山近郊の下流域 凡万里地区集落と中下流域密陽市駕谷洞地区集落とは家族形態が類似しているが, 上流域 安東市松川里地区集落では, 夫婦と未婚の家族が大幅に少なく, 夫婦2人のみの世帯が44.4%と下流域の2倍近くになり, 上流域特有の過疎化の現象が顕著に見られる。

2, いずれの流域も教育熱心な国である。

3, 流域を遡ればのぼるほど, 農家相続は



▲ 上流域調査地 安東市松川里第1, 2, 3統集落 (向うに見えるのが安東大学)

長男が相続するのが多くなっている。

4、当然の事ながら、金海平野を形成した下流域の方が、農地面積が多く、専業農家が多い。上流地域はなんといっても山間地域となり農地の面積が少なくなり、兼業農家が多い。

5、上流に行くにしたがって、農業を営んでいる者の兼業が教員・公務員が多く、比較的知識階級が多い、安東の河廻の両班村の影響があるのではないかと推測される。

6、密陽市駕谷洞地区集落は比較的地域以外より来て居住している人が多いが、農家の長男は、各地域ごと共通して、生まれながらに居住して農業を営んでいる人が多い。

7、各流域ごと殆どの農家では不動産を持っている。

8、各流域ごと殆どの農家では不動産である農地を持っているが、上流域の安東地区では大学の学生アパート持っている人が比較的多い。

9、3地区の中で、下流域の凡万里地区集落は、プサン市にもっとも近く、地価がもっとも高く、農家は裕福である。

10、韓国の農家は、日本の農家と異なり、親の財産を相続する長男はわずか全体の3割である。大半の長男は、自分で稼いで、農地を獲得する。親の財産はあまりあてにしない。長男は親の財産を家督相続し、二男以下は自分で農地を獲得する。

11、12、安東地区は自分名義の財産を、子供に贈与するのが見られた。贈与先は長男、二男、長女、二女等である。

13、贈与理由は、子供の独立や、子供への生計への資本のためである。

14、いずれの地区も生活収入源は農業収入である。しかし、安東地区だけは安東大学学生アパート収入が特記できる。

15、各流域ともお百姓さんの一年間の収入は、日本円にして平均100万円から25

0万円であり、日本の農家の収入に比べて、若干低いように思われる。

16、17、遺言の仕方については、上流域の安東地区の住民にはかなり認知されている。しかも、既に遺言を実施したという農家が20.8パーセントにも及び下流域、中下流域よりも遺言の経験は豊富である。

18、上流域安東地区では、遺言先も、長男他相続人全員に、相続させるよう均分相続制が浸透している。

19、娘が嫁に行った後、相続に関しては、いずれの地域も相まって相続権を放棄すべきであるとの認識である。

20、また、二男以下が養子に行けば、実家の相続に関して、放棄すべきである、ないしは相続権を主張しない方がいいという認識が、各流域ごと同じであり、特に安東地区の住民の83パーセントが放棄すべきである、ないしは相続権を主張しない方がいいという住民の考えである。

21、高等教育を受けた者や、分家を出してもらった者は、相続に関して、相続権を主張する、ないしは、相続権を主張してもよい、とする考え方が、各流域ともに、同じである。

22、あなたは、この地域内に、二男、三男を分家させても生活できると思いますか、との質問に対して、下流域、中下流域では6.7割の住民ができると答えるに対して、上流安東地区では、出来ないとする住民の考えである。下流域の方が豊かであることを物語っている。

23、自分の死後の墓地については、上流安東地区では、決めている人が圧倒的に多い。これは、韓国の伝統的な風習をきっちり守っているのではなからうか。

24、墓地や先祖の祭りは、各流域ごと殆ど長男にしてもらいたいとの認識である。

25、先祖から受け継いだ土地や建物につ

いては、上流安東地区では、他地区とは異なり、これをしっかり、代々守って行くべきである、との認識が濃厚に現れている。

26、もし、あなた一代で稼いだ財産の行方は、下流域、中下流域の50%自分で稼いだ財産だから自分で処分する、との考えに対し、上流安東地区では80%の者が、妻や子供たちに相続させる、と言う子孫思いである。これも、濃厚な儒教の教えであろう。

27、自分の子供が結婚したら同居するか同居しないか、の質問に対して、下流域は同居する、にたいし、上流安東地区では子供夫婦と別居する。と言う考え方である。

28、親夫婦の一方がかけて一人になったときは、各流域とも、子供夫婦と、同居したい願望である。

29、子供より妻に多く相続させるべきであるとの考え方が、最近定着しつつあるが、即ち、妻の座をどのように認識しているか、の質問に対し、各流域の4割が、妻の座の優遇を考えているものの、3割は、妻の座を考えていないという伝統的な男尊女卑の儒教思想が依然と根強く残っているように見える。

30、あなたの事業に関し、手伝った者や、看病してきてくれた者には、財産を余分には渡しますかという質問に対して、上流安東地区では約2割が余分に渡すとあるが、全流域ともに、そんなことは考えていない。と言うおおかたの認識である。

4. まとめ

上流安東地区は葬制の所でも触れたが、韓

国でも名高い両班村（韓国の貴族・知識階級の村）があり、その影響もあって、儒教思想が色濃く残されたところであり、葬儀や、チェサ（日本の法事）が非常に丁寧に執り行なわれる地区でもある。

農家相続関する考え方も、中・下流地区よりも儒教的発想を持つと共に、その時代にマッチした新しい感覚をも取り入れる所でもあろうか、遺言の仕方の高認知度や既に生前贈与済みの農家や農家相続に長男の他、相続人全員に相続を出来るよう配慮するなど、均分相続に近い物事の考え方や、自分一代で稼いだ財産を妻や子供たちに相続させるという子孫思い、家族思いなど、他地区にはないこの地区の特色が上流地区安東にある。

5. 終わりに

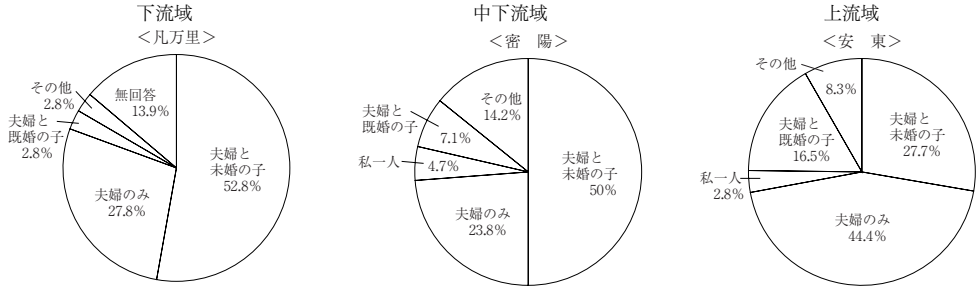
この研究に協力を頂いた、釜慶大学校人文社会大学、姜 南周教授、及び、その学生さん・安東大学校国学部、李 南植教授、及び、その大学院の学生金 永順さんの暖かいご支援を頂きましたことを、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

参考文献・引用文献

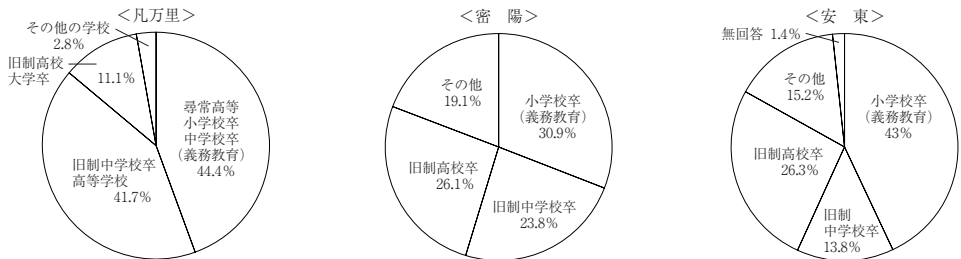
- 1、「新しい韓国・親族相続法」金 容旭 著 チェイ学圭著 1992、2 日本加除出版
- 2、「韓国親族相続法」権 免著 1979、1 弘文堂
- 3、「韓国農村社会学研究」チェイ在錫 著 1978、2 学生社

韓国ナクトン江各流域における農家相続に関する意識

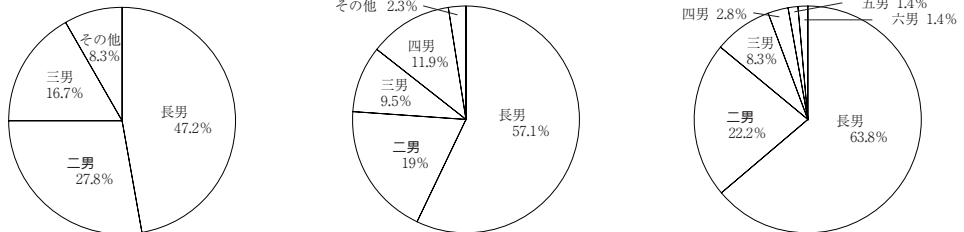
1. あなたの現在の家族構成は？



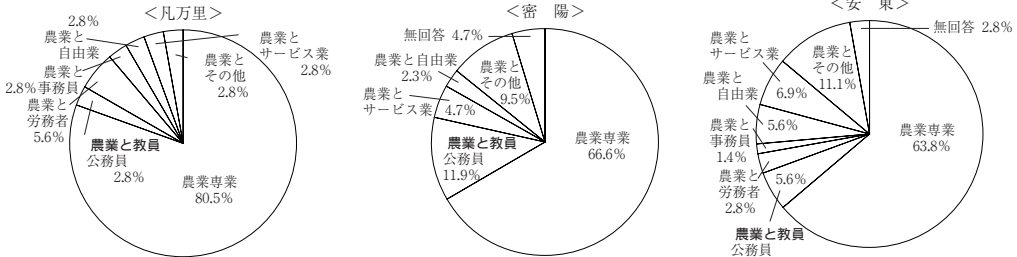
2. あなたの学歴は？



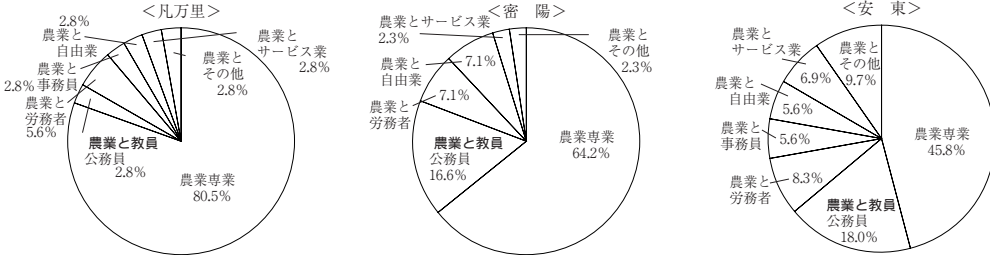
3. あなたは、あなたの兄弟の何番目にあたりますか？<凡万里>



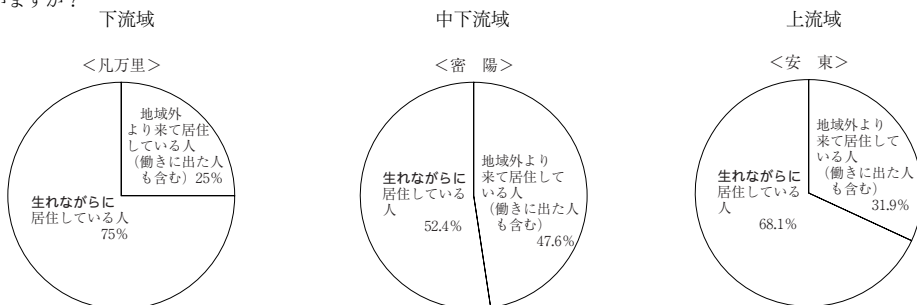
4. あなたの現在の職業は？



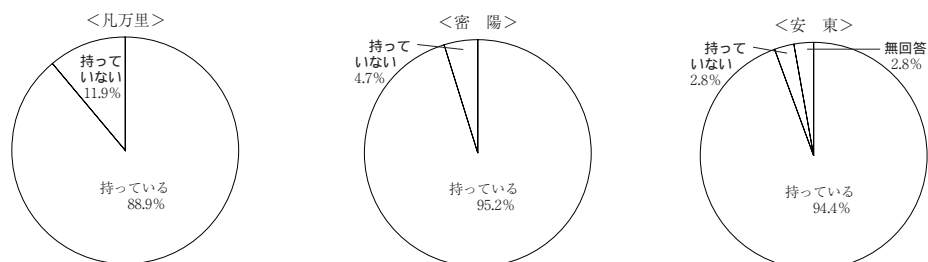
5. あなたの過去の職業は？



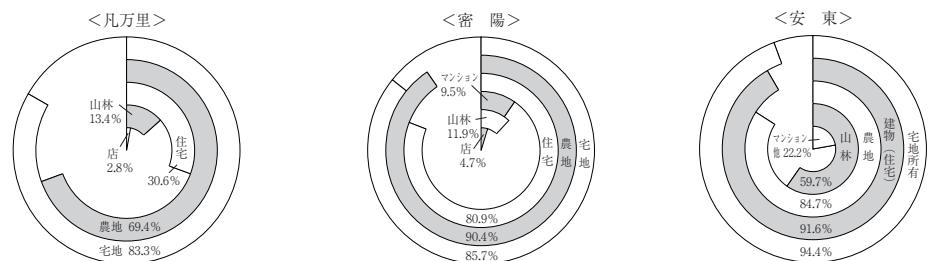
6. あなたはこの村(地域)に何年居住していますか?



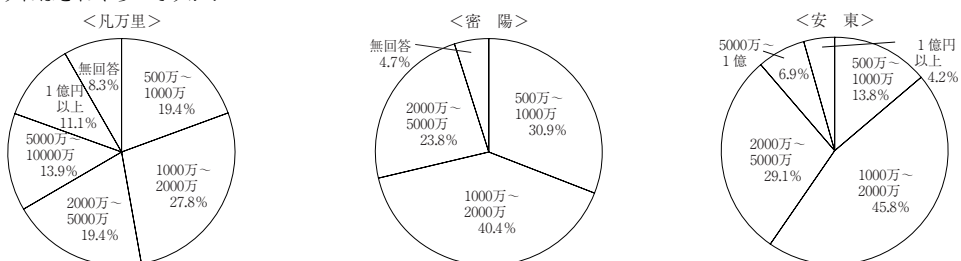
7. 現在、あなたはあなた名義の不動産を持っていますか?



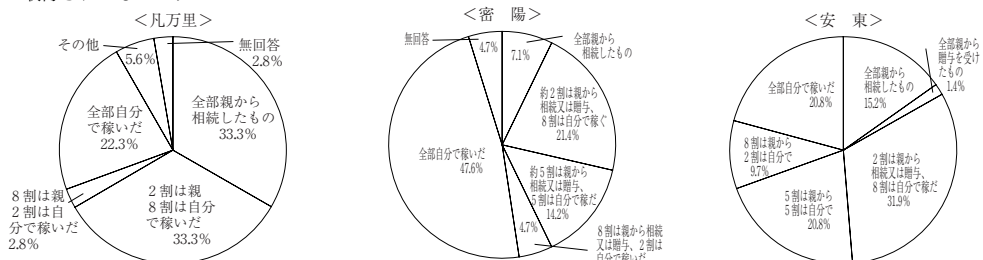
8. あなたが持っている該当する不動産



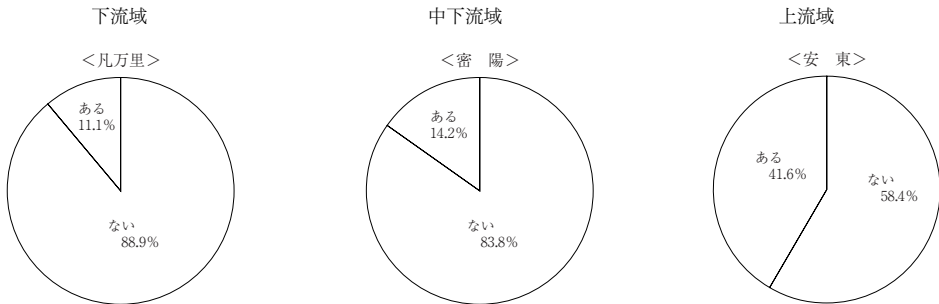
9. 上記不動産全部を実際に取り引きしとすればどれくらいですか?



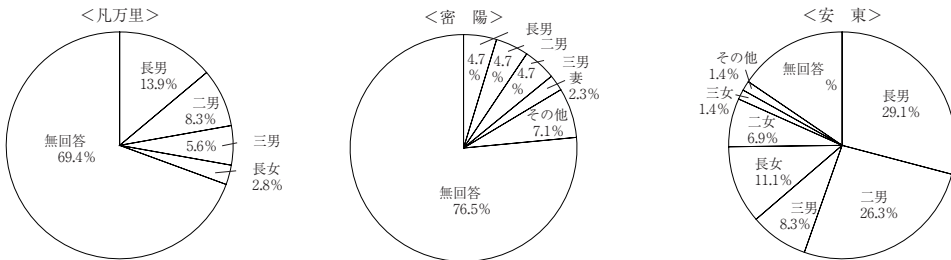
10. あなた名義の不動産は、どのように取得されたものですか?



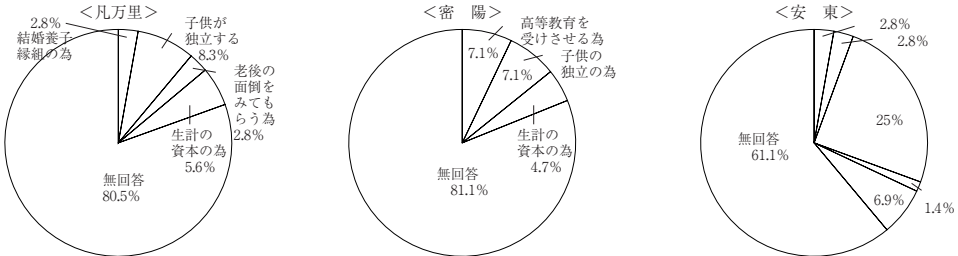
11. あなたは自分名義の財産を誰かに贈与された事がありますか？



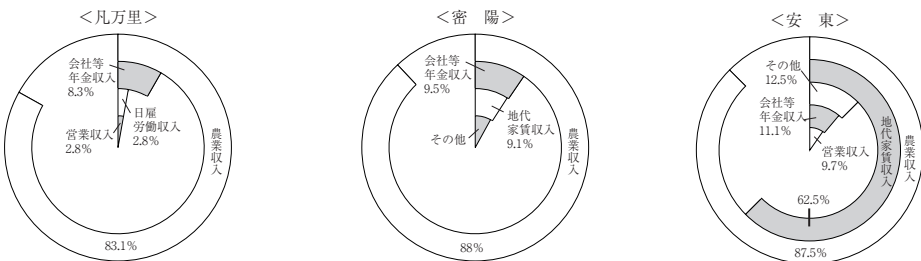
12. あると答えた人は、誰に贈与されましたか？



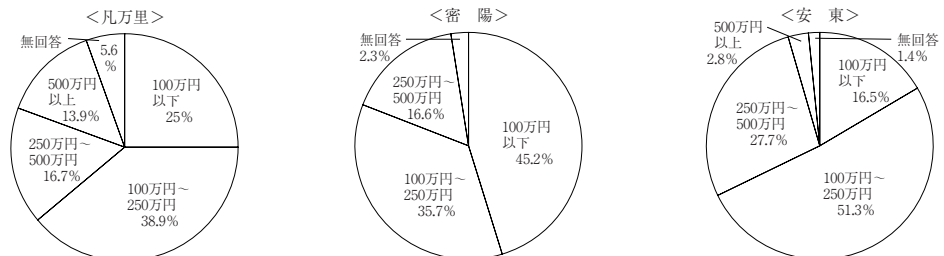
13. あなたは、どのような理由から贈与されましたか？



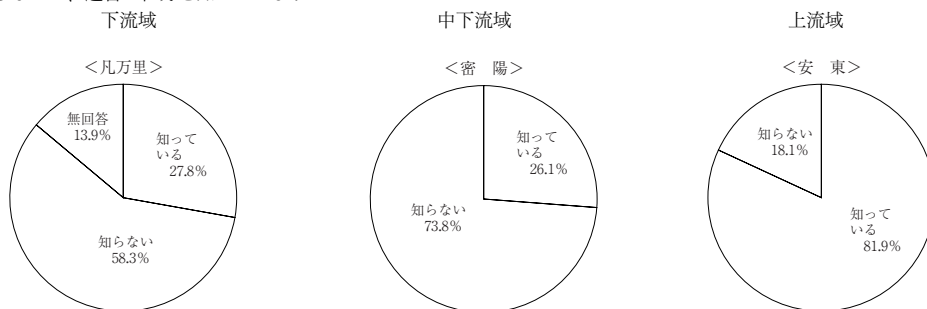
14. あなたの生活収入の種類は、どのようなものがありますか？



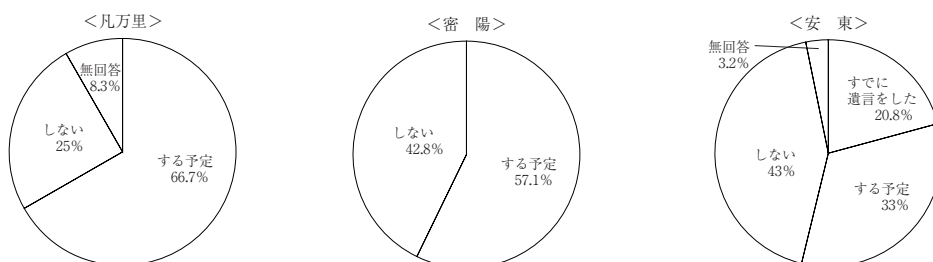
15. あなたの1年間の収入は、およそ、どのくらいですか？



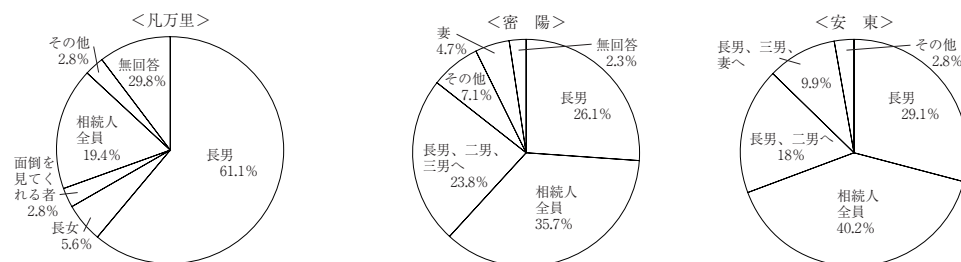
16. あなたは、遺言の仕方を知っていますか？



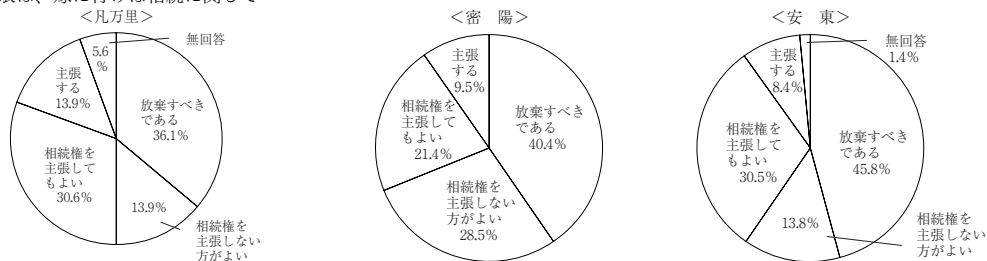
17. あなたは、妻や息子たちに、遺言をしましたか？



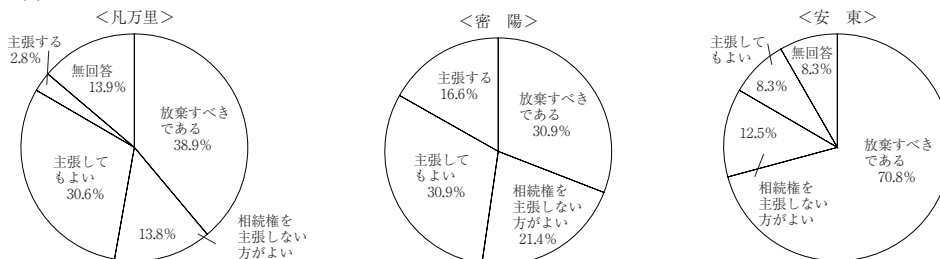
18. 現在の民法は、均分相続制（長男も長女も次女も総て相続人は、平等に相続権をもつ）を採用しているが、あなたの相続財産は、誰が相続するのがよいか？



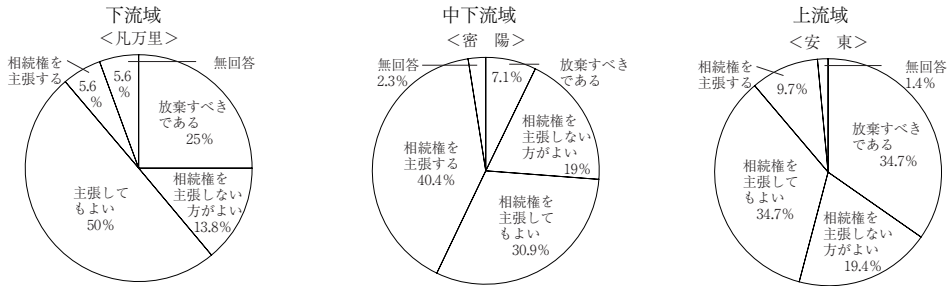
19. 娘は、嫁に行けば相続に関して



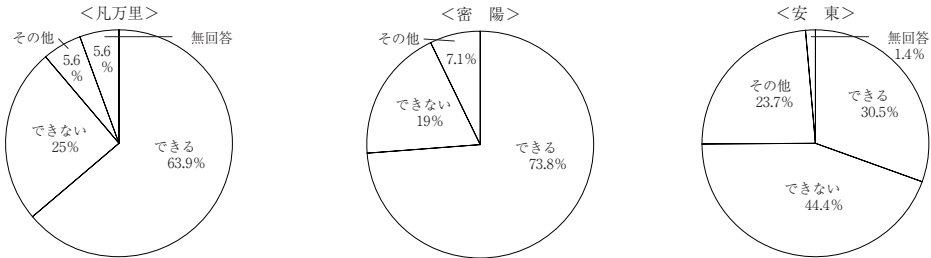
20. 二男以下が養子に行けば、実家の相続に関して



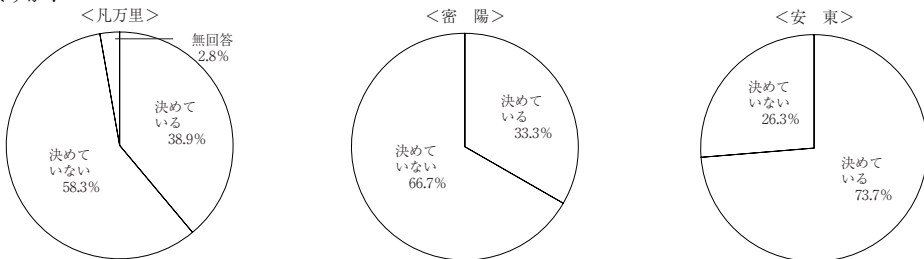
21. 高等教育を受けた者や分家を出してもらった者は、相続に関して



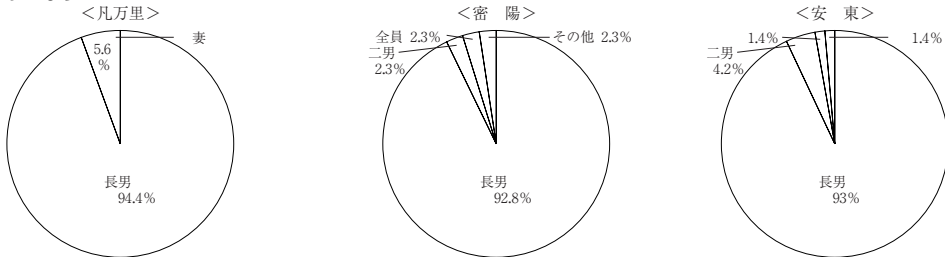
22. あなたは、この地域内に、二男、三男を分家させても生活できると思いますか？



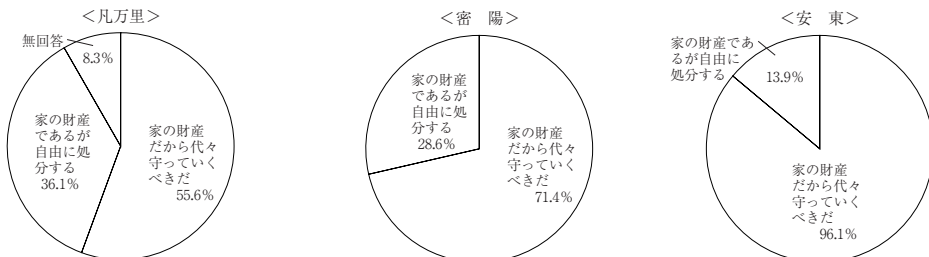
23. あなたは、自分の墓のことを決めていますか？



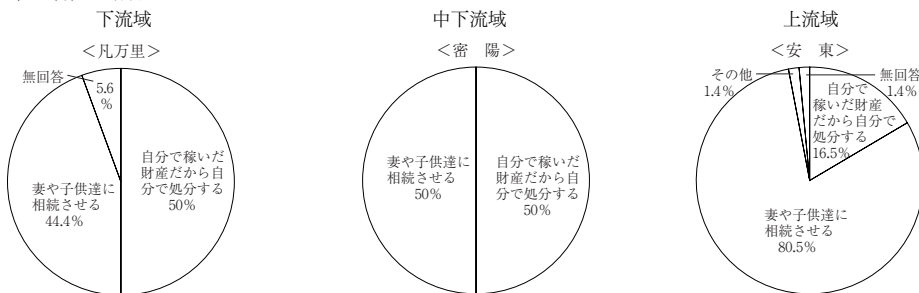
24. あなたの墓や先祖のおまつりは、誰にしてみらいたいのか？



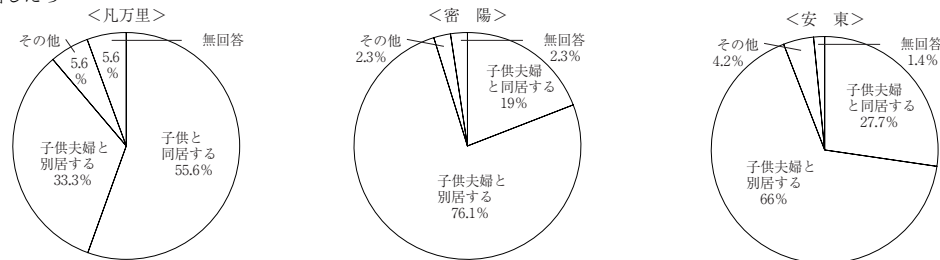
25. 例えば、先祖から受け継いだ土地や家屋について、あなたは、どのように考えますか？



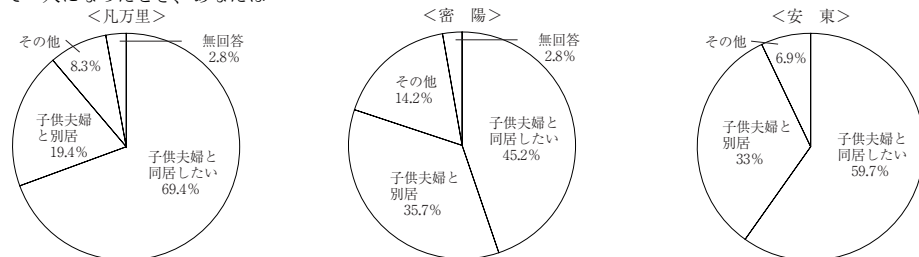
26. もし、あなた自身一代で稼いだ財産(土地、建物)の場合はどうですか？



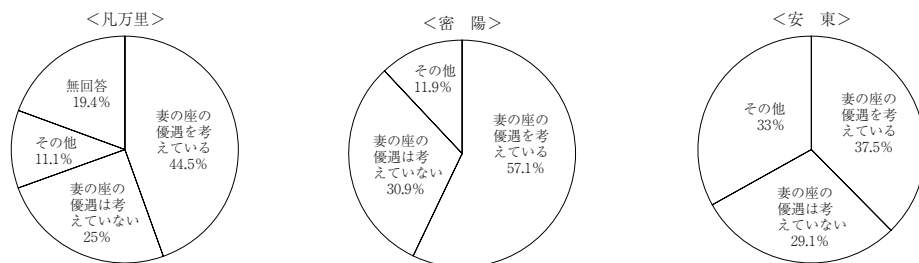
27. 一般的な質問ですが、自分の子供が結婚したら



28. 一般的な質問ですが、夫婦の一方が、かけて一人になったとき、あなたは



29. 一般に、子供より妻に多く相続させるべきであると考えが最近定着しつつありますが、あなたは



30. あなたの事業に関し手伝った者や、看病し

